

(案)

仕 様 書

本仕様書は、令和8年度那覇市認可外保育施設環境整備事業（衛生環境向上事業）にかかる害虫防除業務委託に必要な事項を定めるものとする。

1 委託期間

契約を締結した日から令和9年3月31日までとする。

2 実施期間

前期（令和8年6月～9月）

後期（令和8年10月～令和9年1月）

3 関係法令

作業の実施に当たっては、次の関係法令を順守して行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 食品衛生法
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (4) その他の関係法令

4 認可外保育施設（以下「施設」という。）の防除内容

- (1) 防除の対象施設は、別紙「令和8年度 認可外保育(実施事業)施設一覧表」（契約時）のとおり。
- (2) 各施設（保育室、調理場、トイレ、事務室及びその他必要箇所）において、ねずみ、昆虫、その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物（以下「ねずみ等」という。）の発生、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、生息調査を行う。
- (3) 各施設2回の防除作業は、前期後期に分けて令和9年1月31日までに終わるよう作業実施計画を策定する。生息調査及び作業は、月曜日から土曜日に行うとし、あらかじめ施設長との時間調整のうえ調査日及び作業日を決め、当日の防除作業時間中は施設長に防除作業の手順説明と調整を行ったうえ、園児の安全性に十分配慮し作業を行うこと。
- (4) ① 生息調査結果により適宜薬剤を選定する。
② 使用薬剤は、薬事法第14条または19条の2の規定による承認を受けた医薬品又は医療部外品を使用するものとして、上記薬剤同等品以上のものとする。
③ 環境負荷に配慮し、必要以上の薬剤は使用しないこと。

5 名簿の提出

受託者は、契約締結後、速やかに従事者の名簿を提出すること。また、受託者は建築物環境衛生管理技術者の監督のもと業務を実施し、その資格証の写しを併せて提出する。

(案)

6 作業開始および完了報告

- (1) 業務を開始する時、各施設長との連絡のうえ、作業開始（施工予定日等）日などを調整後、市に報告（開始日程等）を行うこと。作業完了した時、受託者は各施設長に業務完了を告げ、速やかに各施設長の確認を受けた後、市に報告（実施日等）を行うこと。
- (2) 受託者は(1)の確認書及び受託者側の報告書に現場写真を添付し、市に提出すること。報告書は、仕様書に基づき、各施設の生息調査(施工前、施工後)、施工場所、施工の必要性、使用薬剤、施工必要箇所の結果を報告すること。

7 作業上の注意

作業に当たっては、次の点に十分配慮の上、実施するものとする。

- (1) 保育用具、図書、飲食物、電器製品、精密機械類、植物、プラスチック製品など、薬剤の使用により動植物に危害を及ぼしたり、製品の機能劣化、変質を生じたりするようなものには、薬剤を散布しないこと。
- (2) 電器設備付近での作業は、防除機器が設備に接触しないよう注意するとともに、配電盤とコンセントには液状の噴霧処理をしないこと。
- (3) 薬剤の搬入、調合、保管については、園児が薬剤に触れないよう及び薬剤が園外に流出しないように適切な処理を講じること。
- (4) 作業終了後は速やかに養生を行い、使用機器、害虫の死屍等を回収、撤去すること。
- (5) 使用後の薬剤機器は、残液を多量の水で洗浄した後、処分すること。
- (6) 作業従事者には、適切な防護服を使用させる等、作業従事者の安全管理に努めること。

8 施設管理上の留意点

- (1) 作業実施に当たっては、常に火災、盗難その他の事故が発生することのないよう十分注意すること。
- (2) 薬剤散布後、安全を確かめるまで入室を禁じるなど事務室の利用を制限すること。
- (3) 作業終了後には、移動した机、椅子等の物品を元に戻すとともに、各室の施錠を確認すること。
- (4) 作業に当り、各室の鍵を借りたときは、その管理を厳正に行うとともに作業が終了したときは、その報告とともに遅滞なく鍵を返還すること。
- (5) 作業員は、作業に当り駆除業務に専念し、必要以外の場所に立ち入ったり、妄りに書類に手を触れたりするなど必要以外の行為をしないこと。

9 その他

上記対象以外の害虫・有害生物等が発生した際は、対処報・費用など適宜提案を図るものとする。